人材開発支援助成金を活用する事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金における訓練経費の負担の取扱いを令和６年11月５日から明確化しました

人材開発支援助成金において、訓練経費の助成を受けるためには、「**訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担していること**」が要件となっています。

今般、教育訓練機関や教育訓練機関に関連する者（以下、「教育訓練機関等」という。）と申請事業主との間で業務委託契約を締結することにより、教育訓練機関等から申請事業主に対して入金が行われ、実質的に訓練経費の返金が疑われる事案が確認されたことを受けて、教育訓練機関等から申請事業主に対する金銭の提供等、訓練経費の負担の取扱いについて、以下のとおり明確化しました。

※ 従前から、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払がある場合は、支給対象外ですが、支給要領の改正により、本取扱いを明確化しました。

1　申請事業主の訓練経費の負担に係る留意点

申請事業主の教育訓練機関に対する訓練経費の支払が完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が、教育訓練機関等※１から、実施済みの訓練経費の全部又は一部につき、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い（訓練経費の返金を含む。）を受けた場合や受ける予定がある場合等には、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担」したことにはならないため、本助成金の支給対象経費には該当しません。

特に、次のケースに該当する場合、支給対象経費に該当しないものとして取扱います。

- ■ **教育訓練機関等から申請事業主への入金額**※２**と助成金支給額の合計が訓練経費と同額**の場合
- ■ **教育訓練機関等から、訓練に関係する広告宣伝業務**（例：訓練成果等に関するレビューや訓練を受講した感想・インタビューの実施等）**の対価として金銭を受け取った場合**
- ■ **教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案を受け、提案の前後にかかわらず金銭を受け取った場合**（営業協力費、協賛金など名目を問いません。）
- ■ その他、**訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約**に基づき金銭を受け取った場合

※１ 教育訓練機関等には、 申請事業主のために訓練等を提供する教育訓練機関だけではなく、当該教育訓練機関との関連がある者（資本等の関連のある者、代表者が同一人物である者、業務上の関係がある者、その他事業主等から教育訓練機関への訓練経費の支払いに関連して、事業主等に金銭等を提供する者）を含みます。また、法人や個人を問いません。

※２ 金銭による利益提供以外に、クーポン券等の金銭的価値のあるもののほか、消費賃貸借契約に基づく貸付、他の支払いの相殺・免除、製品やサービスの提供その他の経済的な便宜等を受ける場合も含みます。

2　提出書類の変更について

人材育成支援コース、人への投資促進コース（長期教育訓練休暇等制度以外）、事業展開等リスキリング支援コースの計画届及び計画変更届について、新たに「教育訓練機関と訓練契約を締結することとなった経緯」に関する項目を追加しました。

また、教育訓練機関等から訓練費用の負担軽減に係る説明資料等（受講案内を除く）を提供された場合は、当該資料等の提出が必要となります。

なお、この内容が適用されるのは、「職業訓練実施計画届（様式第１－１号）」の届出日が、令和６年11月５日以降であるものとなります。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせ下さい。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
・都道府県労働局・ハローワーク

LL061105開企01

人材開発支援助成金の不適正な勧誘にご注意ください
不正受給事案は事業主名・教育訓練機関名を公表します※

※　支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

- 人材開発支援助成金は、申請事業主が従業員に訓練を受講させ、**訓練経費を全て負担する**等支給要件を満たした場合に、訓練経費の一部等を助成する制度です。
- 昨今、**助成金を活用して従業員に訓練を実質無料で受けさせることができる**などと謳い、**本来受けることができない助成金・訓練の提案・勧誘を行う訓練機関やコンサルティング会社などが存在しているという情報が寄せられています。**
- 返金を受けることなどにより、実際に申請事業主が全て訓練経費を負担していない場合は、支給要件を満たしませんので、助成金を受給することはできません。場合によっては、不正受給を行った事業主として、事業主（企業）名や代表者名を公表します。また、悪質な場合は、捜査機関に刑事告訴を行います。

不支給となる例

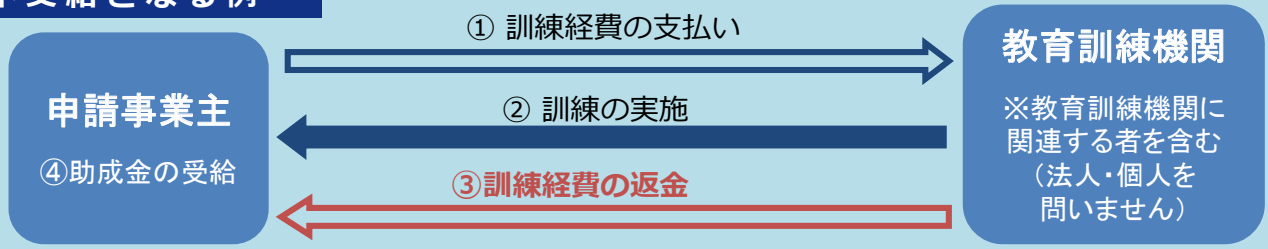

その他、次のような場合は、申請事業主が訓練経費を全て負担しておらず、経費助成の対象外です。
- 教育訓練機関等から、訓練に関する広告宣伝業務（例：訓練成果等に関するレビューの提供や訓練を受講した感想・インタビューの実施等）の対価として金銭を受け取ったとき
- 教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案等を受け、金銭を受け取ったとき
- その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約等に基づき金銭を受け取ったとき

労働局の審査・調査にご協力いただけない場合、不支給になります。

- ✓ 事前予告無しの調査を行うことがあります。支給決定後も調査を行うことがあります。
- ✓ 雇用保険法第79条に基づく立入検査を実施することがあります。
- ✓ 総勘定元帳など会計帳簿を求めることがあります。
- ✓ 申請書類は、支給決定日の翌日から起算して５年間保存してください。

申請事業主が不正受給を行った場合、以下の措置を講じます。

- ✓ 事業主名（法人）名、代表者名、役員名などの公表
- ✓ 「不正受給した金額」に加え、「当該額の２割相当額」「延滞金」の合計額の請求
- ✓ 不正受給決定日から５年間、人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金の不支給

- ■ 教育訓練機関等より本来受けることができない助成金の勧誘・提案を受けた場合は、労働局に**情報提供**をお願いします。また、その判断に迷う場合は、労働局に**ご相談**ください。
- ■ 本来受けることができない助成金を受給した場合は、必ず労働局に**申告**するとともに、速やかに助成金の返還をお願いします。
- ■ 「代理人（従業員）に全て任せていた」など代表者が知らなかったとしても、事業主が不正受給を行ったことになります。
- ■ 人材開発支援助成金は、訓練機関等の認定や指定を行っていません。訓練機関等から必ず支給されると説明を受けたとしても、労働局による支給審査の結果、支給されないこともありますので、ご自身で支給要領やパンフレットの支給要件をご確認いただき、適正な申請をお願いします。